

令和6年度福祉・保育の仕事職場体験事業 実施要項

1. 目的

福祉・保育分野への就労を考えている方などを対象に、福祉の職場での体験を通じて仕事への理解を深め、就労を促進することを目的として本事業を実施します。

2. 主催

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター（以下「本会」という。）

3. 対象者

福祉・保育の仕事に興味があり、就労を考えている次のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 福祉・保育の仕事未経験のため、就労への不安を解消したい方
- (2) 介護職員や保育職員として現場復帰したい方
- (3) 職場体験を通して、自己の適性を確認したい方

※介護の資格、保育の資格がなくても職場体験可能です。

※学生については、卒業年度のみ受入対象とします。ただし、中学生以下の方は対象外とします。

4. 体験実施期間

令和6年7月1日～令和7年2月21日（土日・祝日は除く）

※申込受付期間：令和6年6月14日～令和7年2月8日

5. 体験日数・時間

体験日数は原則として2日間とします（連続しなくても可、体験希望者と受入事業所の合意の上1日のみとする可）。

1日当たりの体験時間は、原則として9時～15時（昼食休憩含む）とします。

※体験回数は、一人2回までとします。

6. 体験先施設・事業所

本会に事業所登録があり、本会が調整した受入施設・事業所（高齢者・障がい者・保育分野）であって、参加者が希望するところとします。なお、受入施設・事業所一覧は本会のホームページに掲載します。

(介護分野) 介護保険法に規定する介護保険施設(介護予防)、居宅サービス事業所(介護予防)、地域密着型サービス事業所、老人福祉法に規定する老人福祉施設で介護職員の配置が義務づけられている施設・事業所

(障がい分野) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）を行う施設・事業所

(保育分野) 児童福祉法や学校教育法に規定する児童福祉施設等（保育所、認定こども園、放

課後児童クラブ、児童館、障害児施設、放課後等デイサービス)

7. 参加費

参加費は無料とします。(交通費・昼食代は自己負担)

8. 体験内容

(介護・障がい者分野)・施設・事業所の概要説明や施設見学

- ・職員との交流(現場で働く職員の話・質疑応答)
- ・利用者との交流(話し相手、レクリエーション、行事への参加等)
- ・日常業務の体験(配膳・下膳、洗濯物の整理、清掃等)

(保育・障がい児分野)・保育所・事業所の概要説明や施設見学

- ・職員との交流(現場で働く職員の話・質疑応答)
- ・児童との交流(話し相手、遊びを通しての交流・補助等)
- ・日常業務の体験(昼食時の見守りや保育記録の作成等)

9. 実施方法

(1) 体験申込み ※令和6年6月14日～令和7年2月8日まで

体験希望者は、体験希望日程の2週間前までに別紙「体験申込書」に記入のうえ、FAX または郵送にて本会にお申込みいただくか、本会特設サイトよりお申込みください。



(2) 受入の調整

体験者が希望する体験希望日程の1週間前までに、本会から受入施設・事業所へ日程調整の電話連絡をします。

本会は、受入調整決定後に受入施設・事業所に決定通知を送付します。



(3) 職場体験への参加

体験希望者は、職場体験に参加してください。



(4) 体験報告

体験者は、体験終了日に「体験記録」を記入し、受入施設・事業所の担当者に提出してください。



(5) 体験者へのフォローアップ

提出された体験記録には受入施設・事業所のコメントを添えて、本会から体験者に返送します。

また、必要に応じ、福祉・保育分野の職場に関する情報提供や就労あっせん等のフォローアップを行います。

10. 感染症の防止に関する事項

- (1) 体験者は、体験日の朝に必ず検温してください。風邪の症状がある方や37.5℃以上の発熱がある方は参加をお断りします。
- (2) 体験者は、体験日毎に「健康状態申告シート」を受入施設・事業所の担当者に提出してください。
- (3) 体験中のマスクの着用は施設の指示に従ってください。(マスクはご持参ください。)
- (4) 体験中は、適宜、手洗いや手指の消毒をお願いします。
- (5) 体験施設の感染防止対策に従ってください。

11. その他

- (1) 体験者の体験中の事故に備え、本会でボランティア行事用保険に加入します。保険料は本会で負担します。
- (2) 感染症等の影響により中止とする場合があります。その場合、山形県福祉人材センターホームページでお知らせします。

【問い合わせ先】

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

【担当：福祉／木村・會田】

【担当：保育／本間・島貫】

〒990-0021 山形県山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内

TEL 023-633-7739 FAX 023-633-7730